

見積公告

次のとおり見積競争に付します。

令和3年7月1日

全国健康保険協会千葉支部
支部長 佐藤 信行

1. 調達内容 集団健診会場案内にかかるダイレクトメール作成・送付業務委託
※詳細は仕様書による。

2. 見積方法

見積金額は、総価とする。履行に関する一切の諸費用を見積金額に見込むこと。

契約の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、見積参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税額を含まない金額を記入すること。

別冊仕様書に示す各業務の単価に予定数量を乗じて算出した合計金額を見積書に記載すること。なお、契約は業務ごとの単価契約により締結するものとする。

3. 参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31、32、33（令和1、2、3）年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、「物品の製造」のフォーム印刷、その他印刷類でいずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001のうち、いずれか1つの認証を取得している者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 全国健康保険協会から損害賠償請求を受けていない者であること。
- (7) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。

4. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び問い合わせ先

〒260-8645 千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル9階

全国健康保険協会千葉支部 企画総務グループ 担当：沼崎（ヌマザキ）

TEL 043-308-0522

(2) 仕様書の交付場所

前記(1)の場所にて交付する。

(3) 見積書の提出期限

令和3年7月15日（木） 17時00分

- 封筒に「集団健診会場案内にかかるダイレクトメール作成・送付業務委託 見積書在中」と記入し、見積書を封入し、糊付部に代表取締役等の印で割印を押印すること。
- 見積書とあわせて、以下の書類を提出すること。
 - ① 等級決定通知書の写し
 - ② プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 のうち、いずれか1つの認証を取得していることを証する書類の写し

5. その他

(1) 見積書には事業所名、代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

(2) 前記3に示した参加資格のない者の見積書は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

見積書を提出期限内に提出し、本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会千葉支部が判断した見積参加者であって、総価の最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

《参考》 全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

（1）契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、
契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

（2）破産者で復権を得ない者

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第
2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実
があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

（1）契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若し
くは数量に関して不正の行為をした者。

（2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため
に連合した者。

（3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

（4）監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。

（5）正当な理由がなく契約を履行しなかった者。

（6）契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者。

（7）前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に
参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人とし
て使用した者。

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても
競争に参加させないことができる。

3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。